

財務省告示第三百九十六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平  
 成十六年八月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十六年九月九日  
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法	発行額
利付国庫債券（三十年）（第十五回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十六年法律（平成十六年法律第二十号）第二十一条第一項並びに融資金特別会計法（昭和二十六年法律第一号）第十一号）	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下成振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替用を日本銀行とする。	利回りを競争に付して行われる入札発行	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で四千九百九十四億円のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債に五億八千九百五十万円、平成十六年度における財政運営のため

の公債の発行の特例等に関する

七 払込金額  
 八 最低額面金  
 九 振替単位  
 十 発行日  
 十一 発行価格  
 十二 利率  
 十三 経過利子の払込み

法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、は、額面金額で二千七百六十六億千五百二十五万、財政融資資金特別会計法第十一条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額は、額面金額で千四百九十三億五千八百五十万五千五百円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十六年八月二十日額面金額百円につき九十八円七角五分・五パーセントは、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二式号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{61}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において

十四 初期利子

て取得する者が非居住者又は  
外国法人である場合には、前記  
(一)の算式により算出した金額  
に当該非居住者又は外国法人  
が適用を受ける所得税の税率  
を乗じた金額を控除すること  
ができる。  
平成十六年十二月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子以後

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払い、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十六 償還金額

平成十六年六月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 払元利金

日本銀行

十九 払入札参加者

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成十六年八月二十日